

だんよう『創業・第二創業サポートローン』の取扱いを開始しました。



淡陽信用組合は創業者および第二創業者の経営支援に取り組むため、7月1日より、日本政策金融公庫（国民生活事業）と連携し、創業者・第二創業者を対象に協調融資を行う商品“だんよう『創業・第二創業サポートローン』”の取扱いを開始しました。

同商品の取扱い開始に先立ち、6月30日に当組合本店において、同公庫明石支店の江藤支店長と当組合の勢戸理事長による「業務連携・協力に関する覚書」の締結・調印式が執り行われました。

淡陽信用組合は今後も、地域経済の活性化に向け、皆様方のお役に立てる金融機関を目指して努力してまいります。

◆ 商品概要

		淡陽信用組合	日本政策金融公庫
商 品 名		だんよう『創業・第二創業サポートローン』	a) 新規開業資金 b) 中小企業経営力強化資金 c) 新事業活動促進資金
ご 利 用 いた だ け る 方		1) 日本政策金融公庫の創業・第二創業貸付を受けることができる方。 2) 次のいずれにかに該当される方。 ・当組合のエリア内で新たな事業を6ヶ月以内に開始するか、開始後2年以内の法人・個人事業主の方。 ・当組合の営業エリア内で第二創業を計画している方。	a) 事業開始前または事業開始後概ね7年以内の方。 b) 新事業分野開拓のために事業計画を策定し、認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けている方。 c) 経営の多角化、事業転換等により第二創業などを図る方
ご 融 資 限 度 額		100万円以上500万円以内(10万円単位) * 日本政策金融公庫と同時申込条件 * 日本政策金融公庫融資額を上限	a)、b)、c) 4,800万円(無担保の場合) a)、b)、c) 7,200万円(有担保の場合)
ご 返 済 期 間	運 転	5年以内 (据置期間:1年以内)	5年以内(特に必要な場合7年以内) (据置期間:1年以内)
	設 備	10年以内 (据置期間:1年以内)	a)、c) 15年以内(特に必要な場合20年以内) (据置期間:2年以内) b) 15年以内 (据置期間:2年以内)
ご 融 資 利 率		当組合の所定利率	公庫所定の利率
そ の 他		・担保 原則不要 ・保証人 経営者保証に関するガイドラインに基づいて判断します。	・「中小企業経営力強化資金」活用の場合 認定経営革新等支援機関の指導等が必要 (事業計画策定、実施の支援)

(注1) 審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

(注2) 必要に応じて担保を徴求させていただきます。

◆お取扱店

淡 陽 信 用 組 合	各 支 店 詳しくはホームページをご覧ください。		
日 本 政 策 金 融 公 庫	明 石 支 店	078-912-4114	明石市樽屋町8-36 当組地区支店 淡路地区
	神 戸 支 店	078-341-4981	神戸市中央区東川崎町1-7-4 (ハーバーランドダイヤニッセイビル) 神戸支店
	神 戸 東 支 店	078-854-2900	神戸市灘区友田町3-6-15 (NHK灘ビル) 灘支店
	姫 路 支 店	079-225-0571	姫路市忍町200 加古川支店 西はりま地区